

# 住宅改修後の固定資産税の減額について

●申告・問い合わせ／税務課 資産税家屋係 内線5189

次の要件に該当する住宅改修を行った場合は、申告により固定資産税を一定期間減額します。

※減額の適用に当たっては、税務課の職員が現地確認を行いますので、ご連絡ください。

※同一の家屋で同一の減額を2回以上受けることはできません。

耐震改修 (耐震基準適合住宅)	要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●昭和57年1月1日以前から所在する住宅</li> <li>●以下の区分の期間内に、改修工事が完了した住宅                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)一般住宅の場合…平成25年1月1日～令和4年3月31日</li> <li>(2)改修工事により認定長期優良住宅となる場合…平成29年4月1日～令和4年3月31日</li> </ul>                     改修後の認定長期優良住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下</li> <li>●現行の耐震基準に適合する耐震住宅</li> <li>●耐震改修費用が50万円超</li> </ul>	減額期間	改修工事が完了した年の翌年度 (工事完了の日が1月2日～3月31日の場合は翌々年度)
	減額内容	改修家屋のうち居住床面積120㎡相当分の固定資産税額を以下の額に減額 (1)一般住宅の場合…2分の1 (2)改修工事により認定長期優良住宅となる場合…3分の1	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申告書(市役所税務課にあります)</li> <li>●増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書(市役所<sup>(※)</sup>、建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行したもの) ※住宅耐震改修補助事業を受けている方</li> <li>●改修により認定長期優良住宅になった場合は認定通知書の写し</li> <li>●耐震改修に要した費用の領収書の写し</li> </ul>
	申告期限	耐震改修工事完了後3カ月以内		
	注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●バリアフリー改修や省エネルギー改修に関する減額とは併用できません。</li> <li>●飯田市の住宅耐震改修補助事業を受けている方で地域計画課の竣工検査を受けて耐震基準に適合した改修でも、改めて税務課の職員が確認にお伺いします。</li> </ul>		

バリアフリー改修	要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新築された日から10年以上を経過した住宅</li> <li>●平成28年4月1日～令和4年3月31日の間に、次のいずれかの改修工事が完了した住宅                     <ul style="list-style-type: none"> <li>◆廊下の拡幅 ◆階段のこう配の緩和 ◆トイレの改良</li> <li>◆浴室の改良 ◆手すりの取り付け ◆床の段差の解消</li> <li>◆引き戸への取り換え ◆床表面の滑り止め</li> </ul> </li> <li>●改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下 居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること</li> <li>●次のいずれかの方が居住する既存の住宅(賃貸住宅を除く)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>◆65歳以上の方 ◆障害者手帳をお持ちの方</li> <li>◆要介護認定または要支援認定を受けている方</li> </ul> </li> <li>●改修費用から補助金などを差し引いた自己負担額が50万円超(増築・改築などの費用は含まれません)</li> </ul>	減額内容	改修家屋のうち居住床面積100㎡相当分の固定資産税額を3分の2に減額
		減額期間	改修工事が完了した年の翌年度 (工事完了の日が1月2日～3月31日の場合は翌々年度)	
		申告期限	改修工事完了後3カ月以内	
	注意事項	●耐震改修に関する減額と併用できません。 ※省エネルギー改修住宅に関する減額とは併用できます。	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申告書(市役所税務課にあります)</li> <li>●改修工事の明細書の写し(工事見積書など)</li> <li>●改修前、改修後の写真および平面図の写し</li> <li>●バリアフリー改修に要した費用の領収書の写し</li> </ul>

省エネルギー改修	要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成20年1月1日以前から所在する住宅</li> <li>●以下の区分に応じた期間内に改修工事が完了した住宅                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)一般住宅の場合…平成20年4月1日～令和4年3月31日</li> <li>(2)改修工事により認定長期優良住宅となる場合…平成29年4月1日～令和4年3月31日</li> </ul> </li> <li>●対象となる省エネルギー改修要件                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)次の①の工事、または①とあわせて行う②の工事                         <ul style="list-style-type: none"> <li>①窓の断熱改修工事(必須)</li> <li>②床、天井または壁の断熱改修工事</li> </ul> </li> <li>(2)改修部位が、現行の省エネ基準に新たに適合すること</li> </ul> </li> <li>●改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下 居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること</li> <li>●改修費用から補助金などを差し引いた自己負担額が50万円超(増築・改築などの費用は含まれません)</li> </ul>	減額内容	改修家屋のうち居住床面積120㎡相当分の固定資産税額を以下の額に減額 (1)一般住宅の場合…3分の2 (2)改修工事により認定長期優良住宅となる場合…3分の1
		期減額	改修工事が完了した年の翌年度 (工事完了の日が1月2日～3月31日の場合は翌々年度)	
		申告期限	省エネルギー改修工事完了後3カ月以内	
	注意事項	●耐震改修に関する減額と併用できません。 ※バリアフリー改修住宅に関する減額とは併用できます。	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申告書(市役所税務課にあります)</li> <li>●増改築等工事証明書(建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行したもの)</li> <li>●改修により認定長期優良住宅になった場合は認定通知書の写し</li> <li>●省エネルギー改修に要した費用の領収書の写し</li> </ul>